

## ■ 契約の解除について

### ① 契約のクーリングオフに関する事項

- お客様は、当サロンとエステティックサービス提供の契約を交わした場合、特定商取引法に基づく記載事項が記載されている契約書(以下、契約書)を受領した日から起算して8日以内であれば、書面により、入会金を含め契約を解除することができます。
- 上記の契約の解除が当事業所により妨害された場合は、経済産業省令で定められた契約の解除ができる旨を記載した契約書面の交付及び説明を受けた日から8日間を経過するまでは、同契約の解除ができます。
- 関連商品(健康食品、栄養補助剤、化粧品、石鹸、浴用剤、下着類、機器類(美顔器、脱毛器等))についても、クーリングオフができます。但し、関連商品をお客様が使用し、又はその全部もしくは一部を消費した場合(当事業所がお客様に当該商品を使用させ、又はその全部もしくは一部を消費された場合を除く)はその限りではないこととします。
- お客様が、クーリングオフを行う旨の書面を当事業所に発信した時に、契約の解除(クーリングオフ)の効力が生じます。
- お客様が、クーリングオフにより契約を解除した場合、お客様は、当事業所に対し当該解除に伴う損害賠償もしくは違約金及び利用したサービスの対価並びにその他の金銭のお支払いは不要とし、当事業所はお客様から契約に関連した金銭をすでに受領しているときは、すみやかにお客様に返還することとします。また、関連商品の引き渡しがすでにお客様にされているときは、お客様より返還いただき、その関連商品の引き取りに要する費用は当事業所が負担することとします。

### ② 契約の中途解約に関する事項

- お客様は、クーリングオフ期間を経過した場合にも、契約の解除(中途解約)ができます。
- 関連商品(健康食品、栄養補助剤、化粧品、石鹸、浴用剤、下着類、機器類(美顔器、脱毛器等))についても、中途解約ができます。
- 中途解約により関連商品が返還された場合、その使用料は下記の通りとします。

#### A 化粧品

- ・未使用で商品の消費期限内のものは、100%で引き取るものとします。  
※但し、パッケージの開封を含め、内容物が一度でも外気に触れた状態と確認された商品は、残存価値がほとんどないものと査定する場合があります。

#### B 健康食品

- ・未使用で賞味期限内のものは、100%で引き取るものとします。  
※但し、パッケージの開封を含め、内容物が一度でも外気に触れた状態と確認された商品は、残存価値がほとんどないものと査定する場合があります。

#### C 下着類

- ・開封されていても汚れや破損のない未使用の商品は、100%で引き取るものとします。
- ・使用済みの商品は、再販することが困難なため、消費者が購入してから1年以内であれば、購入金額から必要経費(仕入の際にかかった費用ならびに、廃棄等の際にかかる費用)を差し引いた金額で引き取るものとします。
- ・個人使用(オーダー品)及び、使用済み商品で、商品購入から1年以上が経過している場合は、残存価値がほとんどないものと査定する場合があります。

#### D 機器類(美顔器、脱毛器等)

- ・未使用の商品は、100%で引き取るものとします。
- ・開封されていても汚れや破損のない未使用の商品は、100%で引き取るものとします。  
※但し、パッケージが汚れていたり、破損している場合は、パッケージの実費を差し引いた金額で引き取るものとします。
- ・保証期間の超えた商品は、残存価値がほとんどないものと査定する場合があります。
- ・保証期間以内の使用済みの商品は、再販することが困難なため、購入金額から必要経費(仕入れの際にかかった費用ならびに、廃棄等の際にかかる費用)を差し引いた金額で引き取るものとします。

- お客様が中途解約により契約を解除した場合、当事業所はお客様からすでに受領している前受金のうち、下記算式によって計算された清算金をお客様に返還することとします。但し、清算金がマイナスの場合、お客様は当事業所に対しその不足分を支払うこととします。

清算金 = 支払総額 - (提供された役務の対価に相当する額 + 関連商品の使用料に相当する額 + 違約金)

※支払総額は、入会金、その他諸経費を含んだ、お客様がお支払いしたすべての総額となります。

※提供された役務の対価に相当する額は、「1回当たりの料金 × 利用回数」とします。

※違約金は、契約残高の10%(2万円を超えない額)とします。

- お客様が中途解約により契約を解除した際に、契約における関連商品を返還されない場合は、当事業所はその販売価格に相当する額を請求できるものとします。

## ■ 抗弁権の接続及び保全措置

- ※クレジットをご利用の場合は、割賦販売法に基づく抗弁権の接続ができます。詳細に関しては、クレジット契約書をよくお読みください。
- ※前受金の保全措置はありませんので、あらかじめご了承ください。